

宣徳六年（一四三二）三月十九日

謝恩等の事

此の一起 洪字船は馬二十五匹を買す 恭字船は馬二十四匹・硫黄二万斤小、今報ず一万斤正、を買す 盤字船は馬二十匹・硫黄二万斤小、今報ず一万斤正、を買す

咨

注 (1) 達旦尼 この遣使の時の咨（一六〇九）では達他尼と表記する。

(2) 長史鄭義才：謝恩す この遣使については（一六〇七）参照。

(3) 由南結制 この入貢は『明実録』宣徳六年八月辛亥・九月丁卯の条に記事がある。

(4) 謂慈勃也 この入貢は『明実録』宣徳六年九月乙亥・辛巳の条に記事がある。

(5) 上年の事例 上年は去年。ここでは先年の事例の意か。（一六〇七）参照。

(6) 常例：給価せん 『歴代宝案』中の洪熙より宣徳初の咨文は附搭貨の抽分の優免と宝鈔の給与を請うが、この記述からみて、この頃には宝鈔を絹匹に折給していたと考えられる。『万曆会典』卷一一三、礼部七〇に各附搭貨への給賜の価格の記載があり、「琉球：毎鈔二百貫、折絹一疋」とある。附搭貨の給価については小葉田淳『増補中世南島通交貿易史の研究』「給価法」（臨川書店、平成五年）に記述がある。

1-16-14

国王尚巴志より礼部あて、生漆・磨刀石を買い付けた船の難破を知らせる咨（一四三一、四、一〇）

琉球国中山王尚巴志、開読の事の為にす。

先ごろ宣徳二年（一四二七）六月初二日、欽差の内官柴山、勅諭を齎捧するを蒙るに、皮弁冠服を頒賜し、並びに銅錢二百万文を齎して生漆及び各色磨刀石を収買せしむ。此れを欽む。欽遵するを除き、内、銅錢二十八万二千七百文を將て生漆及び各色磨刀石を買得す。已に宣徳三年二月内に、先ず欽差の内官柴山の来船に附し、装載して京に赴き進収せしむ。其の余の銅錢は、続いて後、再た買に至るの日に別に進用を行うは已経に備由し、具本して奏聞し、礼部に移咨するに及ぶの外、続いて宣徳五年八月初七日、欽差の内官柴山、内使阮漸、勅諭を齎捧するを蒙る。開読するに、前項の遺下の銅錢一百七十一万七千三百文にて屏風・生漆・各様磨刀石等の件を収買せよ、とあり。此れを欽む。欽遵するを除き、切に見に本国は別に所産無きも、曷ぞ敢えて違うる有らんや。随いで的当の頭目阿普察都を差わし人船を管領せしめ、尽く前項の遺下の銅錢を將て装載し、隣国の産有の地方に到る。俱に已に屏風・生漆及び各様磨刀石等の件を買得し、海船に完備し装載して回還し、本国の海上の小山の地名、由魯奴なる地方に至りて、宣徳五年十二月二十二日、船隻は風に遭いて打破し、及び差

去せる頭目人等七十余名滄死す。其の余の人数三十余名は水に浮かびて登岸す。並びに前項の遺下の銅錢一百七十一万七千三百文にて、尽く屏風・生漆及び各様磨刀石等の件を買うも、俱に各々漂散し沈没して存する無し。此の一節は朝廷の官物に係干る為に、具奏するを除くの外、咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

宣徳六年（一四三二）四月初十日

咨

注*（二二〇八）にほぼ同内容の奏がある。注は同項を参照。

（一）阿普察都（一六〇二）注（４）参照。

（二）具奏（二二〇八）。

1-16-15
国王尚巴志より礼部あて、国王および王相懷機に対する頒賜に謝して進貢する咨と目錄（一四三二、四、一〇）

琉球国中山王尚巴志、謝恩の事の為にす。

宣徳五年（一四三〇）八月初七日、欽差の内官柴山・内使阮漸、勅諭を齎捧し、並びに錦段・紵糸・紗・羅を頒賜するを蒙る。此れを欽む。欽遵して領受するを除くの外、今、長史郭祖每・使者

益沙每等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び金酒海・金壺瓶・金香炉・金香盒・屏風・腰刀・硫黄・馬匹・各様磨刀石等の物を管送して、欽差の内官柴山・内使阮漸等の公幹の来船三隻に附搭し、装載して京に赴き、進貢し謝恩せしむ。王相懷機の告称に随拠するに、宣徳五年八月十七日欽差の内官柴山・内使阮漸、錦・紵糸を齎捧し頒賜するを蒙り、此れを欽む。欽遵して領受するを除くの外、今、聖朝の厚恩を深く荷くするを思い、謹んで屏風・馬匹を備え、進貢して謝恩するを願わんと欲す。告して施行を乞ふ、と。此れを准け、就ち長史郭祖每等を差わし、管送して京に赴き謝恩せしむ。具奏するを除くの外、咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

今開す

国王の進むるは

金酒海一対 金酒瓶一対

金香炉一個 金香盒一個

通共に二百五十両重、余り四両三錢七分

屏風二対

金箔彩色画紙屏風一対

彩色画紙屏風一対

腰刀二十五把、各々長短等しからず

紅漆鞘刀一十五把

螺鈿鞘刀一十把